

第1編 総論

## 1 実施計画策定の目的

男女共同参画社会の実現に向けた市の基本計画である「はむら男女共同参画推進プラン」における羽村市の将来像の実現に向けて、基本計画に掲げた課題について、施策・事業等を具体的に定めることによって、平成19年度から平成23年度までの各事業の具体的な展開を明らかにし、計画的、総合的に取り組むことを目的としています。

- 【基本理念】
- (1) 男女の人権の尊重
  - (2) 社会における制度や慣行のあり方の見直し
  - (3) あらゆる活動における政策・方針決定への共同参画
  - (4) 家庭生活における自立と他の活動との両立
  - (5) 地球市民としての国際協調

【将来像】 一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる“はむら”

- 【基本課題】
- I 女性の「性」と人権の尊重
  - II 男女平等観に立った生涯学習の推進
  - III 家庭責任を担い合うための支援
  - IV 働く環境の整備と改善・充実
  - V 方針・政策決定過程への女性の参画促進
  - VI 推進体制の整備と強化

## 2 実施計画の性格

はむら男女共同参画推進プランは、基本計画（10年間）と実施計画（5年間）から構成されています。本実施計画は、基本計画に定めた基本的な考え方に基づき、今後5年間に市が取り組むべき施策・事業を基本課題ごとに具体的に定めた推進行動計画です。

## 3 計画期間 平成19年度から平成23年度までの5年間

平成	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
基本計画	→									
実施計画	→					→				
		前期					後期			

## 4 基本的な考え方

急速に進む少子高齢化、ライフスタイルの多様化の中で、これまで性別による偏りの大きかった分野において、男女がともに担っていく環境を構築していくことは、もはや時代の趨勢です。

市は、平成14年度からの前期期間で、前期実施計画に基づき「市内事業所に働く女性の意識と実態調査」、福生市と共同実施による「女性悩みごと相談」の開設、※1ドメスティック・バイオレンス防止啓発カードの作成、市内の全保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象にした男女共同参画研修の実施など、男女共同参画社会の実現に向けた施策を着実に実施し、一定の成果につながっています。

しかしながら、市の調査結果にも表れているように、まだ男女不平等感が残っているなど地域、労働分野、家庭生活ともに、男女共同参画社会へのあゆみは緩やかである状況も明らかになっています。

このような状況の中で、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。今般、これまでの推進プランの取り組みを評価・総括し、前期実施計画を見直し継続実施すべき事業を継承しつつ、新たに取り組むべき事業を加え、後期実施計画の策定を行いました。

なお、本実施計画の策定にあたっては、次の点に留意しました。

- (1) 現状に即した施策・事業の内容や新施策に応じた追記・修正など社会情勢の変化を踏まえた必要な見直しを行う。
- (2) 平成17年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第2次）」を参考としつつ第四次羽村市長期総合計画後期基本計画との整合性を図る。
- (3) 基本課題ごとに現状と課題を分析し、前期実施計画において「課題」としていた体系を「施策の方向」と表記し、めざす方向をより明確にする。
- (4) 羽村市男女共同参画推進会議の意見や「※2意見公募手続」により市民から募集した意見を考慮する。

---

---

### ※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者やパートナーなど親しい関係にある、またはあった人からの様々な暴力をいう。

### ※2 意見公募手続

市の重要な施策等を定める際に、その案や資料をあらかじめ公表し、広く市民からの意見を求める制度。

## 5 実施計画策定の背景（はむら男女共同参画推進プラン策定以後の動き）

## ◆ 世界の動き

年	主 な 動 き
平成 17 年	○第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）

## ◆ 国・都の動き

年	主 な 動 き
平成 15 年	○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行
平成 16 年	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
平成 17 年	○「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 ○「次世代育成支援東京都市行動計画」策定
平成 18 年	○「男女雇用機会均等法」改正 ○東京閣僚共同コミュニケの採択 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定

## ◆ 羽村市の動き

年	主 な 動 き
平成 14 年	○「はむら男女共同参画推進プラン」策定 ○「男女共同参画に関する羽村市民意識・実態調査～男女の人権にかかわる項目を中心に～」実施
平成 15 年	○「女性悩みごと相談」開設（福生市と共同実施） ○「市内事業所に働く女性の意識と実態調査」実施
平成 17 年	○「ドメスティック・バイオレンス防止啓発カード」作成・配布 ○「羽村市次世代育成支援行動計画」策定
平成 18 年	○羽村市男女共同参画推進会議報告「男女共同参画基本条例（仮称）の調査研究報告書～羽村市が目指す男女共同参画のまちづくりのために～」 ○羽村市男女共同参画推進会議報告「男女共同参画の推進に関する条例に盛り込むべき内容について」

## 6 羽村市の現状

### (1) 少子高齢化の進行

羽村市の年齢3区分の人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は減少しており、総人口に占める割合も低下しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口は増加し、総人口に占める割合も平成17年には15.4%まで上昇しています。高齢者人口が年少人口を上回る状況となっており、少子高齢化が進行していることが明らかとなっています(図表1)。

◆図表1：年齢区分(3区分)別人口及び構成比の推移

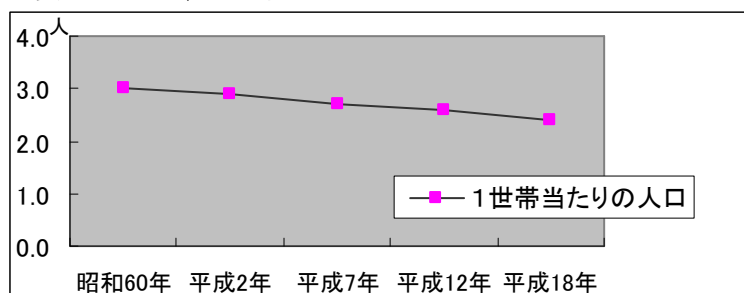
	総数(人)	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
		数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	数(人)	率(%)
昭和60年	47,201	11,478	24.3	33,220	70.4	2,503	5.3
平成2年	51,828	10,066	19.4	38,461	74.2	3,301	6.4
平成7年	55,084	9,358	17.0	41,097	74.6	4,629	8.4
平成12年	55,868	8,924	16.0	40,390	72.3	6,554	11.7
平成17年	57,056	8,547	15.0	39,724	69.6	8,785	15.4

資料出所：羽村市「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(平成18年3月)

### (2) 家族の形態の多様化

家族というと、一般的には両親と子どもという、いわゆる核家族をイメージしがちですが、羽村市の現状をみると、昭和60年にはほぼ半数を占めていた「夫婦と子ども世帯」は年々減少し、平成12年国勢調査によると約40%になっています。また、単身世帯が26.8%、夫婦のみ世帯が17.7%、また、男親と子どもの世帯が1.6%、女親と子ども世帯が6.6%となっていて、夫婦と子ども世帯の割合が低くなっている傾向にあります。このことは、一世帯あたりの人口の推移からも伺える現状にあります。「統計はむら(平成17年度版)」によると、昭和60年には3.0人であった「1世帯あたりの人口」が、平成12年には2.6人に減少しています。さらに、平成18年1月1日現在では2.4人に減少しています(図表2)。

◆図表2：1世帯あたりの人口



資料出所：羽村市

「統計はむら」(平成17年度版)

## (3) 男女共同参画に関する意識

## ■男女の地位の平等観について

市が、平成17年度に実施した「羽村市市政世論調査」（以下、「H17世論調査」という。）と平成14年度に実施した男女共同参画に関する市民意識・実態調査（以下、「H14意識調査」という。）を比較すると、すべての分野において「平等になっている」と回答した人が多くなっています。しかし、「平等」とする意識は、「学校教育の場で」は60.5%で5割を超えているものの、他の分野では総じて低い状況にあります（図表3）。

◆図表3：男女平等意識（「H17世論調査」と「H14意識調査」との比較）

		(%)	男性が優遇	平等	女性が優遇	不明・無回答
家庭の中で	H17年度		46.4	34.6	7.3	11.7
	H14年度		49.0	30.5	9.5	11.0
職場の中で	H17年度		58.4	20.2	5.7	15.7
	H14年度		52.0	17.0	9.5	21.5
社会通念や 慣習で	H17年度		61.8	19.5	4.3	14.4
	H14年度		67.0	14.0	5.0	14.0
法律や制度の 上で	H17年度		38.2	39.5	5.9	16.4
	H14年度		39.0	32.5	6.5	22.0
学校教育の場で	H17年度		16.2	60.5	4.8	18.5
	H14年度		14.5	53.5	7.0	25.0
地域活動の場で	H17年度		36.9	38.9	7.2	16.9
	H14年度		35.5	35.5	12.5	16.5
政治の場で	H17年度		57.6	23.7	1.5	17.2
	H14年度		67.0	14.0	1.5	17.5
全体として	H17年度		55.8	25.2	4.4	14.6
	H14年度		62.0	20.0	3.5	14.5

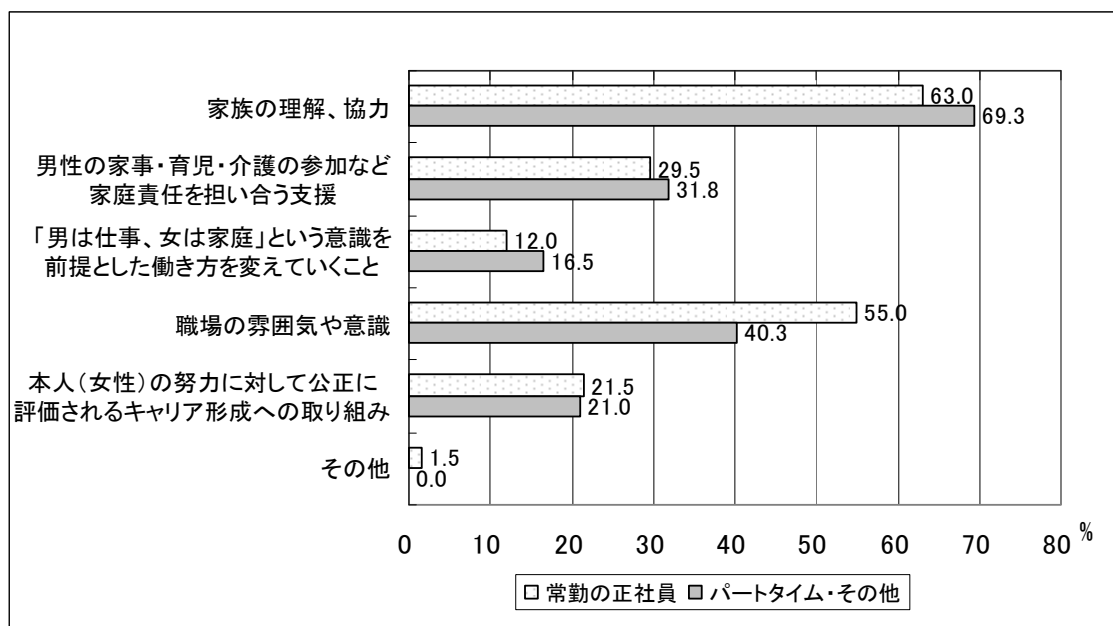
男性が優遇:「男性の方が優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」をあわせた割合  
女性が優遇:「女性の方が優遇されている」「どちらかと言えば女性が優遇されている」をあわせた割合

■市内の事業所に働く女性の意識

市が、平成15年度に行った「羽村市内の事業所に働く女性の意識と実態調査」(以下、「H15市内事業所に働く女性の意識調査」という。)で、女性がいきいきと働き続けるために重要なことをたずねたところ、「常勤の正社員」「パートタイム・その他」とともに「家族の理解、協力」が最も多く、次いで、「職場の雰囲気や意識」「男性の家事・育児・介護の参加など家庭責任をともに担い合う支援」「本人(女性)の努力に対して公正に評価されるキャリア形成への取り組み」とそれぞれ同じ順位になっています。

この結果の数値をみると、「職場の雰囲気や意識」については、「正社員」が55.0%に対し「パートタイム・その他」は40.3%で、15ポイント近くの差があります。また、「家族の理解、協力」「男性の家事・育児・介護の参加など家庭責任をともに担い合う支援」「『男は仕事、女は家庭』という意識を前提とした働き方を変えていくこと」については、「パートタイム・その他」が「正社員」より高い数値を示しています(図表4)。

◆図表4：就業形態別に見た女性がいきいきと働き続けるために重要なこと  
(「H15市内事業所に働く女性の意識調査」)



■男女共同参画社会を実現するために重要なこと

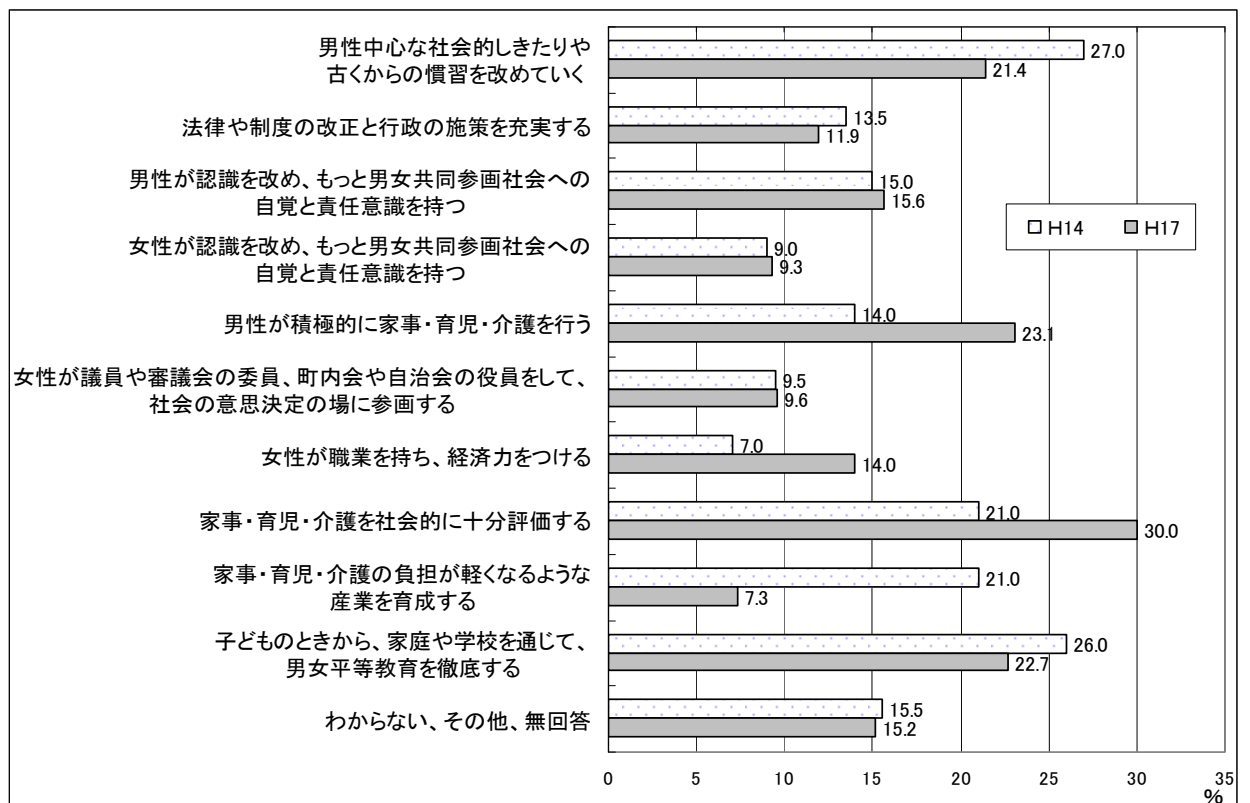
男女共同参画社会を実現するために重要なことを、「H17 世論調査」でたずねたところ、「家事・育児など社会的に十分評価する」が30.0%で最も高く、次に「男性が積極的に家事・育児・介護を行う」が23.1%となっています。

この結果を「H14 意識調査」と比べると、「H14 意識調査」では「男性中心な社会的しきたりや古くからの慣習を改めていく」が27.0%で最も多く、今回の調査結果では5.6ポイント少なくなってきました（図表5）。

また、「子どものときから、家庭や学校を通じて、男女平等教育を徹底する」と回答した人が、「H17 世論調査」では第3位、「H14 意識調査」では第2位でどちらの調査結果においても高い回答になっています。

◆図表5：男女共同参画社会を実現するために重要なこと

（「H14 意識調査」「H17 市政世論調査」との比較）

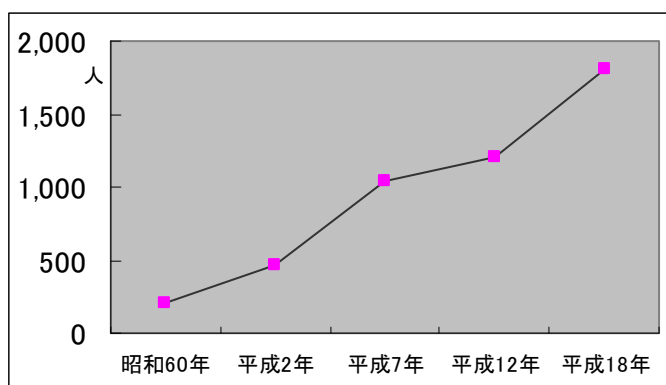




#### (4) 増加する外国人登録者数

昭和60年に204人であった市の外国人登録者数は、平成18年1月には1,812人に増加し、約9倍になっています。プラン策定時からの増加率も約30%、人数で約500人増えています。また、総人口に占める割合も約1ポイント増え、3.2%を占めています（図表6）。

◆図表6：外国人登録者数の推移



資料出所：羽村市「統計はむら」  
（平成17年度版）